

財務省告示第五十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年一月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子の 払込み
利付国庫債券（五年）（第二十四 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	簡易生命保険特別会計の積立金 による引受け	額面金額で千六百六十億円 五千万円	額面金額で千六百六十億円 五千万円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円十五銭 年〇・三パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十八号に規定する期日 に払い込むものとする。	

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

平成十五年六月二十日を支払
 とし、次の算式により算出
 金額を支払う。ただし、支
 が銀行休業日に当たるとき
 その翌営業日に支払う（以
 下の
 次号及び第十五号において
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利息以
 償還期限
 償還金額
 元利支額
 払込場所
 平成十五年一月三十日

毎年六月二十日及び十二月
 日を支払い、各支払期にお
 いて、その日以前六个月内
 る利息を支払う。
 平成十九年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行